

【令和7年度 地域自立支援協議会活動計画】

資料④

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の施策の方向性

上伊那圏域は、中山間地であるため移動することが困難で、その支援策も限られています。

また、障害福祉サービス事業所が圏域の中央に集中しており、南北の地域に事業所が少ない状況です。

さらに、重度心身障がい者児、強度行動障がい者児及び医療的ケア児等が利用可能なサービスや保護者等がレスパイトのため利用できる短期入所等の受け入れ先が極めて少ないことも課題です。

これらの課題解決に向け、障がい者児が住み慣れた地域で、安全、安心に暮らしていくよう、自立支援協議会を中心に地域の支援力の向上、社会資源不足の解消および人材育成に取り組んでいきます。

《運営委員会》

【令和7年度活動計画】

目 標	協議会を主導し、地域の課題解決を図る。
活動計画	<ul style="list-style-type: none">・各部会から出された課題や地域の課題、情報等の周知及び解決策の検討と調整を行う。・検討が必要な課題については、拠点ワーキングに検討依頼し、その後検討された項目について必要なものは課題検討を各部会に依頼する。・圏域の共通の課題については、運営委員会が主導し、各部会・連絡会と連携して課題解決のための場を設ける。

《拠点ワーキング》

【令和7年度活動計画】

目 標	「地域生活支援拠点」を活用しながら、障がい児者が地域で安心して生活できるようにする。
活動計画	<ul style="list-style-type: none">・年5回開催する。・緊急ショートの利用があった場合、利用の状況を共有し事例の積み上げと検証を行う。運用について点検・見直しをする。・重度障がい児者への対応について専門部会の取り組みを確認していく。・障がい児のショートステイのサービス不足解消について引き続き検討する。・親亡き後を含む将来の生活について、本人、家族、支援者が様々な視点から考える機会を継続して持つ。・緊急対応台帳の更新と運用状況の確認を行う。・日中サービス支援型グループホームの評価について評価方法等検討する。・地域生活支援拠点等が担う役割を再確認し、拠点整備事業を幅広く周知する。

《就業支援部会》

【令和7年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none">・障がい者雇用に取り組む企業や就労支援機関との連携強化を図る。・関係機関の取り組みを共有し、就労支援力の向上を図る。
活動計画	<ul style="list-style-type: none">・年3回開催する。・地域の関係者が就労事業所の取り組みについて知る機会とする。・報酬加算及び障害者雇用制度の理解を深める。・「就労選択支援」について、ワーキンググループにて圏域内での実施むけた検討を行う。・圏域内の高等学校に向けて、就労支援機関資源表を改訂し、周知活動を行う。

《精神障がい者等地域生活部会》

【令和7年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none">・その人らしく安心して地域で暮らせるように、多職種が連携し支援体制づくりを行う。
活動計画	<ul style="list-style-type: none">・年3回開催する。・高校生を対象に当事者参加の出前講座を開催する。・顔の見える関係づくりのため多職種参加の研修会を実施する。・精神障がい者にも対応した地域包括システムの取り組みや情報の共有を図る。・ピアサポーターの活動について共有する。

《こども・若者部会》

【令和7年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none">・こども・若者の支援に関わる地域連携の強化を図る。・支援者の支援力向上と地域資源の掘り起こしを行う。
活動計画	<ul style="list-style-type: none">・年2回程度開催する。・こども・若者に関する課題を把握する。・3つの連絡会の活動総括を行う。・こども・若者に関する研修会を実施する。
支援ネットワーク連絡会	<ul style="list-style-type: none">・「義務教育終了後の支援体制」「途切れない支援体制の確保」に向けて、参加機関を拡大するとともに各機関の概要や取り組み事例を共有し、支援者間の横断的な連携強化を図る。

重心・要医療的ケア連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師交流会では小児の疾患についての学習会を実施し、意見交換や課題の共有を行う。 ・伊那養護学校のつくし懇談会等を通じて個別のニーズに応じた資源不足の確認を行い、社会資源の開拓の参考とする。 ・資源不足の事業については引き続き各関係機関へ協力依頼を行う。また、必要に応じて好事例の共有を行う。
こどもサービス連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・状態に合わせたサービス利用のため相談支援専門員連絡会と合同の連絡会を行い、共通認識を持つ。 ・他事業所の取り組みを共有し、横のつながりの強化を図る。 ・サービスの質の向上のため、研修会を開催する。

《権利擁護部会》

【令和7年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者の権利に対する意識を高める。 ・障がいのある人も共に生きる社会を目指す。
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回開催する。 ・権利擁護の理解を深め、支援の実践に繋がるような事例の積み上げを行っていく。 ・当事者の声を聞き、合理的配慮や権利擁護の意識を高める。 ・虐待防止研修会を開催する。 ・他部会等とも連携しながら災害に関する知識向上の機会を持つ。

《相談支援専門員連絡会》

【令和7年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援専門員と顔の見える関係作りを行う。 ・相談支援専門員のスキルアップを図り、相談支援体制の強化を目指す。 ・地域の社会資源の情報収集や課題の把握を行う。
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・年5回開催する。 ・グループスーパービジョンを行う。 ・他部会と共に開催し、情報共有と連携の機会とする。 ・地域資源の情報収集と発信を行う。 ・個々の相談支援専門員が課題認識を基に意見交換を行い地域の実情を把握する。 ・相談支援専門員連絡会新聞を発行する。

《人材育成検討委員会》

【令和7年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none">・人材育成を行い、地域の支援力の強化を図る。・地域の相談支援体制の定着を図る。
活動計画	<ul style="list-style-type: none">・相談支援従事者初任者研修・相談支援従事者現任研修の「圏域実地研修」(圏域インターバル)を実施し、地域を基盤としたソーシャルワーカーの育成と、人材育成を担う圏域のリーダーとなる人材の育成を行う。・主任相談支援専門員の活動を推進し、地域の相談支援専門員等のサポートをする体制を整える。・「強度行動障がい児・者支援者研修」「相談支援のスキルアップ研修」等の研修を実施する。

《市町村連絡会》

【令和7年度活動計画】

目 標	市町村間の連絡調整、情報共有
活動計画	<ul style="list-style-type: none">・基幹相談事業所の委託に関しての内容や役割について、委託者として確認していく。・障がい児ショートステイの利用等事例があった場合に情報共有をする。・義務教育終了後の支援について、各市町村で好事例があった場合に情報共有をする。・医療的ケア児の状況確認・共有を行う。・「地域生活支援拠点」の取り組みの見直しを行う。・実務担当者会を定期的に行う。・課題に応じ、関係団体との情報交換の機会を設ける。・その他の新たな課題等が発生した場合は、必要に応じ随時連絡会を開催する。